

会計システム専門監査人部会 活動報告

システム監査学会 会計システム専門監査人部会

発表者：平塚康哲

2017年 6月 2日



All Rights Reserved, Copyright Japan Society for Systems Audits 2017

会計システム専門監査人部会とは

会計システム専門監査人は、会計システムに関する専門知識を保有し、会計情報の不正等を指摘できる技量と知見を有する監査人として認定された事を示す資格です。これは、実務上、会計監査において、内部統制監査の支援をするため、IT統制上の観点から財務報告の適正性について監査人に意見を述べる事ができるという事になります。

5月時点で24名の登録があります。

これまでに、会計システム専門監査人が使用する目的で「会計システム監査実施ガイド」の作成、実践的な会計システムのシステム監査を行う事を目指し「SAP ERPの業務処理統制の実際的例の研究」における成果物の作成を行って来ました。



All Rights Reserved, Copyright Japan Society for Systems Audits 2017

1

発表テーマ

部会活動報告

内部統制における会計システムの昔と今

"Past and future of Accounting system in internal control "

発表者 平塚康哲
発表協力者 藤田 登志夫



All Rights Reserved, Copyright Japan Society for Systems Audits 2017

2

テーマについて

会計システム専門監査人制度が制定された当時は、米国でのSOX法制定がきっかけで、全世界的に金融市場健全化の為に、企業会計の仕組みに対する規制法が策定されるという状況でした。

会計システム専門監査人制度は、この様な背景から、適切な内部統制がシステム(IT)により実現される事を推進する役割の一端を担うという社会への貢献を目的として制定されました。

発足から10年以上経った現在、内部統制は多くの企業で定着したとも考えられますが、一方で、大企業の不正会計や疑問視される企業活動、金融機関による不正融資問題が報じられる様になりました。悪い歴史が繰り返されている様な既視感を感じる方は多いと思います。

この場で、再度過去の出来事を思い起こし、今後の教訓として再認識し、また会計システムが日々変化していく状況で、新しいIT統制監査について、昨年度中にまとめられた内容を示します。



All Rights Reserved, Copyright Japan Society for Systems Audits 2017

3

米国SOX法

略称: Sarbanes-Oxley Act

正式名称: Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002

制定年月: 2002年7月

主な内容:

- (1) 企業から開示される年次報告等の適正性を、経営者が宣誓
- (2) 内部統制の仕組みを構築し、評価と報告を行う

これにより、

投資家に開示した情報の正確性を企業が保証することで、株式金融市場等が健全である様にし、投資家が安心して投資行為を行うことができる

ことが目的



All Rights Reserved, Copyright Japan Society for Systems Audits 2017

4

SOX法制定時の背景

不正会計の結果としての企業倒産

大手エネルギー供給会社

長距離通信大手

急成長企業の粉飾決算と監査法人の関与

米国の株式市場の混乱から世界経済への悪影響、多額の金融資産の喪失、資本市場の信頼失墜

米国政府と証券取引委員会の法制化への早い動き



All Rights Reserved, Copyright Japan Society for Systems Audits 2017

5

日本版SOX法 金融商品取引法

制定年月：2006年(平成18年)6月

施工開始：2008年(平成20年度)4月以降開始年度(平成21年3月期末)

管轄官庁：金融庁

米国SOX法制定後、世界的に同様の法令制定の波が起こり、日本でも4年にわたる審議の後、成立。

法律に付随した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」等により、実務的な指針が示されている。

目的としては、米国同様、投資家の保護及び国内証券市場の正常化を図ることであり、上場企業の経営者がすべての説明責任と実行責任を負う事が義務づけられた。

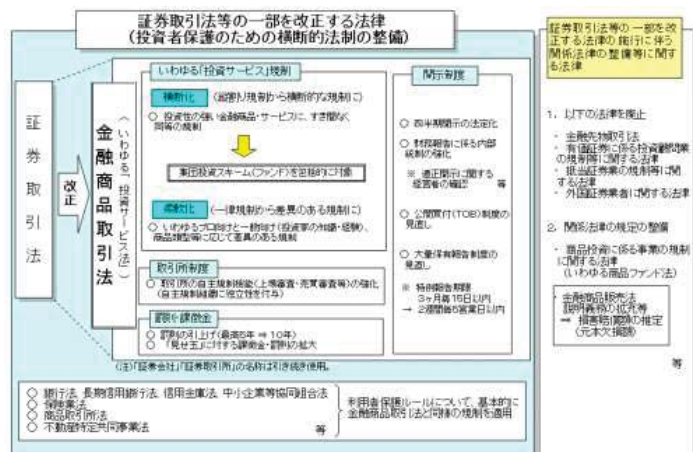


金融商品取引法について

金融商品取引法の具体的な内容は、大きく分けて、

- (1) 投資性の強い金融商品に対する横断的な投資者保護法制(いわゆる投資サービス法制)の構築
- (2) 開示制度の拡充
- (3) 取引所の自主規制機能の強化
- (4) 不公正取引等への厳正な対応の4つの柱からなっている。

(出典：金融庁HPから)



金融商品取引法制定時の背景

不正会計露見の結果として、企業経営に重篤な影響

鉄道系企業(2004年)

化粧品・食品・繊維系企業(2005年)

長期にわたる粉飾決算による赤字隠しが主な不正内容

経営陣の刷新、会社分割譲渡等が行われた

刑事、民事上の訴訟



All Rights Reserved, Copyright Japan Society for Systems Audits 2017

8

内部統制の今

(未調査ではあるが、一般的な見方として)

内部統制の仕組みは、上場企業においては法制化により定着

その他の多くの大企業でも内部統制の仕組みが取り入れられている

会社法による内部統制の法制化

世の中一般においても、内部統制という言葉は会計分野だけではなく、幅広く浸透

中小企業での普及は、今後の課題

実施している企業でも、問題は発生



All Rights Reserved, Copyright Japan Society for Systems Audits 2017

9

最近の不正事例

大手電機メーカーによる不正会計

長期にわたる不正
経営陣の利益追求要求
監査法人への虚偽説明
内部統制が効かなかった？

大手自動車部品メーカーの不正

虚偽の申告による認定取得
上司の監督不足/個人への負担

政府系金融機関での不正融資

改善命令・行政処分の発動
現場におけるノルマのプレッシャー
規範の劣化



ITシステムと内部統制の現況

ERP等の会計システム(企業基幹システム)の導入は進んでいる
システムによる内部統制

IT化により見える化が実現可能

GRCツール等の導入により、内部統制自体の見える化も可能

最終判断は、人による



最近の会計システムの動向

クラウド化の進行

通例的に数年はかかるERP等の導入が短縮
コスト面による自前システムからの移行
クラウドベンダー側による安定的なシステムの提供
フリー化の進行

会計システムの多様化

大企業対象以外のシステムの提供
中小企業への浸透

新制度への対応

マイナンバー

セキュリティ面への配慮

サイバーセキュリティへの対応



今後の部会活動 会計システムに関する調査項目

調査観点として:

- 会計ソフトかERPパッケージなのか
- クラウド系かオンプレミスか
プライベート/ハイブリッド/オンプレクラウド、2層ERP、パッケージ、ASP/SaaS
- 金融機関公開APIの利用か非利用か
FinTech企業の会計ソフト
- 監査機能の有無
監査証跡(データベース)
- 会計情報の保全面の考慮の有無
- マイナンバー(特定個人情報)の安全管理措置の考慮の有無
- サーバー攻撃(標的型攻撃)への対応の有無

今期、調査の活動を継続

時代の変化に対応したIT統制の監査についてまとめることを目標



会計システム専門監査人部会 活動報告

ご清聴ありがとうございました

システム監査学会
会計システム専門監査人部会

JSSA

All Rights Reserved, Copyright Japan Society for Systems Audits 2017

14